

1. 計画の工程表

“こうべ”の市民福祉総合計画2015の実施期間である平成23年度から27年度までの5年間は、地域資源の結集により、市民の深刻な課題に向き合い、克服できるよう取り組むとともに、次代に展望を見出すため、新しい芽を成長させる取り組みを行う重要な期間です。

そのため、5年の間に、着実に施策を進めていく必要があります。

平成23～27年度(2011～2015年度)の実施計画 工程表

事項	現状(2010)	2011	2012	2013	2014	2015	達成すべき成果等
ふれあいのまちづくり協議会の機能強化	地域福祉活動を推進 一部では構成員の高齢化等により活動継続に課題	協議会ごとに課題抽出(ワークショップ等)	協議会ごとに方針づくり(ワークショップ等)	協議会ごとに計画策定(地域の実情に応じて) 構成団体間のつながりの促進			・ふれあいのまちづくり協議会の自律・機能向上(課題対応力) ・地域福祉センターの拠点化
地域福祉センターの身近な拠点としての活用		情報提供機能の推進		交流機能・相談機能の推進			
地域福祉ネットワーク(仮称)の配置	分野ごとに専門機関等が増加	1～2区程度で人材配置と連携モデル実施と検証	～5区程度で実施・検証	概ね全区で実施・検証		全体の検証と施策への提言	・分野を越えたネットワークの充実による円滑なつながりの実現
支え合い活動の促進	サービス等が増加 支援策等が未整理	情報収集と提供の推進			高齢者・子育て・障害者向け支援サービスの拡充 制度外サービスの検証と制度化の検討		・サービスの量的拡大 ・当事者参加の拡充 ・就業の拡充 ・市民還元の増
コミュニティビジネスの推進	コミュニティビジネスの必要性の提起	情報収集と提供の推進			コミュニティビジネス検討・実施のためのワークショップ・企画・立案等 コミュニティビジネスの支援策の検討・実施		・市民後見の充実
権利擁護事業の推進	成年後見支援センター設置・活動準備	市民後見人の養成	市民後見人の活動開始・支援	新たな市民後見人の養成 市民後見人の活動支援			・市民後見の充実
見守り活動の推進	民生委員・見守り推進員の活動推進	民生委員・見守り推進員の活動充実			新たな見守り機能付加等による見守り活動の充実		・見守り活動の量的拡大
自殺対策の推進	基本計画の策定	総合的な自殺予防対策の推進			自殺予防情報センター(仮称)を設置し、専門相談等を実施		・自殺数の減少
市民福祉総合計画の見直し	市民福祉総合計画の見直し	検証・評価 新たな取組みの検討	検証・評価 新たな取組みの検討	検証・評価 新たな取組みの検討	検証・評価 新たな取組みの検討	検証・評価 次期計画の策定	・市民福祉の理念を実現する新たな計画

取り組みの増加  
・課題の克服

↓

参入拡大  
雇用の増  
安心の増  
生活の質向上  
尊厳の維持・回復

↓

未来に希望を持てる地域社会  
新たな成長へ

(国の動き等見込)

(介護保険制度の改正)

(障害者自立支援制度改正、子ども・子育て新システム本格施行)

## 2. 将来の姿

5年先、さらには、10年・15年先の神戸においても、市民一人ひとりが自ら及び家族の生活自立・維持向上に努めるとともに、より多くの市民が、自らの知識・知恵・技術を活かし、「人とつながり支え合って暮らす」という気持ちを持って、率先して市民福祉の向上に取り組んでいる姿を目指します。

また、事業者及び行政が有している知識・技術や建物・設備等が、より普遍的に、市民福祉の向上のために活かされるよう取り組んでいきます。

これからも、少子・高齢化、支え手となる世代の減少などが続き、市民福祉の課題も増加すると考えられますが、市民・事業者・行政が協働して、日ごろからの地域での意見交換を活発にし、それぞれの地域の実情に合ったきめ細かな福祉を推進することを可能としていきます。

その結果、市民の生活の安心につながり、市民が将来に明るい期待を持てる地域社会が構築されて、市民・事業者・行政の相互の福祉力、課題に寄り添い解決する力が高まっていくことを目指します。

## 3. PDCAによる進行管理と新たな施策への取り組み

なお、期間中は、計画に定めた施策を着実に推進していくことを基本としますが、計画の進捗状況や、社会情勢の変化等を把握して、成果を検証しながら、新しい目標に取り組むなど、柔軟に見直していくこととしています。

計画の進行及び成果の検証・評価、さらには、情勢の変化を踏まえた新たな協働の取り組み方策の企画・立案にあたっては、市民福祉調査委員会に小委員会を設けるなどして、市民・事業者・行政がともに、検証・評価～企画・立案に参加することにより、過程の「見える化」を図っていきます。

また、地域福祉ネットワーク(仮称)、民生委員、ふれあいのまちづくり協議会、NPO等が、地域の課題の変化をとらえ、変化に対応するような施策の改善・変更を提案できる機会を設けるなど、協働による地域福祉の推進を図っていきます。

制度を横断する仕組みについては、行政内部で局間、局と区との議論を進めるとともに、国・県・他の地方公共団体と意見交換することにより、市民福祉の向上を図っていきます。

【進行管理のイメージ】

